

臨時会提出予定案件資料

	ページ
予定議案	
1 令和4年第2回市議会臨時会提出予定議案 -----	1
予算関係	
2 令和4(2022)年度各会計補正予算総括表 -----	2
3 令和4(2022)年度各会計補正予算の内訳 -----	3
4 令和4(2022)年度各会計補正予算の内容 -----	4
議案関係	
5 専決処分の報告について (函館市税条例の一部を改正する条例の骨子) -----	5～10

1 令和4年第2回市議会臨時会提出予定議案

(議案)

- 1 令和4(2022)年度函館市一般会計補正予算 【財務部ほか】
- 2 令和4(2022)年度函館市国民健康保険事業特別会計補正予算 【市民部】
- 3 令和4(2022)年度函館市介護保険事業特別会計補正予算 【保健福祉部】
- 4 函館市国民健康保険条例の一部改正について 【市民部】
- 5 函館市介護保険条例の一部改正について 【保健福祉部】
- 6 専決処分の報告について(函館市税条例の一部改正について) 【財務部】

(報告)

- 1 専決処分の報告について(損害賠償の額について) 【土木部】
- 2 同 件 (損害賠償の額について) 【保健福祉部】
- 3 同 件 (訴えの提起について) 【子ども未来部】

2 令和4(2022)年度各会計補正予算 総括表

(単位：千円)

会計区分		補正前	補正額	補正後
一 一般会計		137,504,650	425,638	137,930,288
特別会計	港湾事業	4,162,000		4,162,000
	国民健康保険事業	27,583,456	11,660	27,595,116
	自転車競走事業	24,384,272		24,384,272
	奨学資金	21,750		21,750
	地方卸売市場事業	432,000		432,000
	介護保険事業	32,124,599	3,248	32,127,847
	発電事業	4,100		4,100
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	195,845		195,845
	後期高齢者医療事業	4,671,762		4,671,762
	小計	93,579,784	14,908	93,594,692
企業会計	水道事業	収入 6,275,438 支出 7,843,923		6,275,438 7,843,923
	公共下水道事業	収入 11,763,051 支出 13,171,658		11,763,051 13,171,658
	交通事業	収入 1,888,102 支出 2,249,657		1,888,102 2,249,657
	病院事業	収入 25,135,155 支出 25,311,207		25,135,155 25,311,207
	小計	収入 45,061,746 支出 48,576,445		45,061,746 48,576,445
合計	収入 276,146,180 支出 279,660,879	440,546 440,546	276,586,726 280,101,425	

3 令和4(2022)年度各会計補正予算の内訳

【一般会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
民生費	54,110,924	14,908	54,125,832	・ 国民健康保険事業特別会計繰入金増 11,660 ・ 介護保険事業特別会計繰入金増 3,248
衛生費	11,363,878	425,638	11,789,516	・ 新型コロナウイルスワクチン接種関係経費増 425,638
予備費	197,600	▲ 14,908	182,692	
その他	71,832,248		71,832,248	
歳出合計	137,504,650	425,638	137,930,288	
財源	国庫支出金	425,638	31,710,990	・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金増 367,224 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金増 58,414
	その他	106,219,298	106,219,298	
歳入合計	137,504,650	425,638	137,930,288	

【国民健康保険事業特別会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
職員費	372,332	11,660	383,992	・ 職員給与費増(会計年度任用職員 7名分) 11,660
その他	27,211,124		27,211,124	
歳出合計	27,583,456	11,660	27,595,116	
財源	繰入金	11,660	2,847,253	・ 一般会計繰入金増 11,660
	その他	24,747,863	24,747,863	
歳入合計	27,583,456	11,660	27,595,116	

【介護保険事業特別会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
職員費	434,240	3,248	437,488	・ 職員給与費増(会計年度任用職員 2名分) 3,248
その他	31,690,359		31,690,359	
歳出合計	32,124,599	3,248	32,127,847	
財源	繰入金	3,248	5,439,819	・ 一般会計繰入金増 3,248
	その他	26,688,028	26,688,028	
歳入合計	32,124,599	3,248	32,127,847	

4 令和4(2022)年度各会計補正予算の内容

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
1 新規および増額分	440,546	425,638	14,908
[衛生費・感染症等予防費] 【保健福祉部】			
1 新型コロナウイルスワクチン接種関係経費	425,638	425,638	
3回目接種から5カ月経過した60歳以上および18～59歳の基礎疾患を有する方等を対象とした4回目接種に係る経費 既決予算額 927,856 → 1,353,494		(国)10/10	
[国民健康保険事業特別会計・一般部局職員費] 【市民部】			
2 職員給与費	11,660		11,660
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方への保険料減免事務に係る人件費（会計年度任用職員 7名） 既決予算額 372,332 → 383,992			
[介護保険事業特別会計・一般部局職員費] 【保健福祉部】			
3 職員給与費	3,248		3,248
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方への保険料減免事務に係る人件費（会計年度任用職員 2名） 既決予算額 434,240 → 437,488			
2 予備費	▲ 14,908		▲ 14,908
[予備費] 【財務部】			
4 予備費(197,600 → 182,692)	▲ 14,908		▲ 14,908
合 計	425,638	425,638	

5 専決処分の報告について

(函館市税条例の一部を改正する条例の骨子)

1 改正理由

地方税法の一部改正に伴い、固定資産課税台帳の閲覧の手数料等に関する規定、熱損失防止改修工事等をした住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定ならびに商業地等に係る令和4年度分の固定資産税および都市計画税の特例に関する規定の整備等をするため

2 改正内容

(1) 固定資産税（第53条の2，第53条の3，附則第8条の4）

固定資産課税台帳の閲覧の手数料等に関する規定を整備し、および熱損失防止改修工事等をした住宅等に対する固定資産税の特例措置に関し、その適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定を整備する。

(2) 固定資産税および都市計画税（附則第10条，附則第17条）

令和4年度に限り、商業地等に係る負担調整措置の割合を2.5%とする。

(3) 規定の整備（第30条の10，附則第8条の3）

3 施行期日 令和4年4月1日

函館市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第30条の10 (略)</p> <p>2 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、前項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>および地方税法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項および第4項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第4項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 第5項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分または前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分または届出書の提出があつた日の翌日以後の第5項前段の期間内に行う第2項の申告については、第5項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>9 (略)</p> <p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項または第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第30条の10 (略)</p> <p>2 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、前項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>および地方税法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項および第4項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第4項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 第5項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分または前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分または届出書の提出があつた日の翌日以後の第5項前段の期間内に行う第2項の申告については、第5項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>9 (略)</p> <p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の閲覧の手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項または第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p style="text-align: center;">(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(<u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の交付手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。</p>

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16・17 (略)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

第8条の4 (略)

2・3 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16・17 (略)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

第8条の4 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅または同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

5 (略)

6 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

7・8 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 宅地等(法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。)に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当

4 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

5 (略)

6 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

7・8 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 宅地等(法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。)に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当

該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3～5 （略）

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。））に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3～5 （略）

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第17条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（法附則第25条第6項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 （略）

第17条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（法附則第25条第6項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 （略）